

| 令和4年第10回寄居町農業委員会総会議事録 | | | |
|-----------------------|---------------|-------|---------|
| 開催年月日 | 令和4年10月24日(月) | | |
| 開催場所 | 寄居町役場 全員協議会室 | | |
| 開会時刻宣告者 | 議長 | 室岡 重雄 | 午後1時30分 |
| 閉会時刻宣告者 | 議長 | 室岡 重雄 | 午後2時13分 |

委員出席状況

| 席次 番号 | 氏名 | 出・欠 | 席次 番号 | 氏名 | 出・欠 |
|----------|---------|-----|----------|-------------|-----|
| 1 | 石 附 征 夫 | 出 | 11 | 吉 田 信 雄 | 出 |
| 2 | 梅 澤 功 | 出 | 12 | 坂 本 滋 | 出 |
| 3 | 新 井 徹 | 出 | | 坂 本 廣 久 | 出 |
| 4 | 中 島 広 文 | 出 | | 柴 崎 徹 | 出 |
| 5 | 室 岡 重 雄 | 出 | | 横 田 義 教 | 出 |
| 6 | 金 子 達 | 欠 | | 伊 藤 隆 夫 | 出 |
| 7 | 小 和 瀬 守 | 出 | | 轟 和 男 | 出 |
| 8 | 福 島 隆 志 | 出 | | 栗 原 功 | 出 |
| 9 | 戸 屋 政 春 | 出 | | 矢 那 瀬 信 一 郎 | 出 |
| 10 | 中 島 英 樹 | 出 | | 清 水 克 樹 | 出 |

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
 次 長 清水周二
 書 記 権田貴大

| | |
|--------------------|---|
| <p>事務局長 議長</p> | <p>(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和4年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、金子委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は、12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和4年第10回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について。 日程第3、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第4、議案第73号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> |
| <p>議長</p> | <p>なお、議案第81号は申請者から、取下げの願いがありましたため、今回の総会では、審議いたしません。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(委員から、「なし」の声) それでは、小和瀬守委員と福島隆志委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、報告第5号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 報告第5号について、ご報告させていただきます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 令和4年第8回寄居町農業委員会総会でご審議頂きました議案第57号ですが、譲受人と、譲受人の父の連名申請にしたいとの申し出があり、許可申請の取下げがございました。 改めて、この後ご審議いただきます、議案第80号によりまして、親子の連名で、申請がございましたので、ご審議をお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告は以上でございます。 報告事項ですので、ご了承願います。 続きまして、日程第3、議案第72号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、議案第72号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第72号につきまして、ご説明申し上げます。 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 本件は、平成31年に当時代表を務めていた当初事業計画者が、申請地に隣接する工場の新</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>設に合わせ、自己用住宅敷地として転用許可を受けておりましたが、岐阜にいる高齢の義母の介護のため、事業を実施できなくなっていたところ、事業も軌道にのり、工場内での駐車場が不足していたこともあり、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんのご意見をお願いします。</p> |
| 矢那瀬推進委員 | <p>矢那瀬推進委員。</p> <p>昨日、中島英樹委員と小和瀬委員と現地確認を行いました。申請地については、事業計画者の事業地と隣接している場所でございます。</p> |
| 議長 | <p>申請地については、何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり承認することとして、知事に意見を送付します。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、日程第4、議案第73号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第73号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第73号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は長瀬町に家族4名で居住しておりますが、現在、寄居町内の施設に通所している子どもがいる関係から、町内に自己用住宅を建てたいと考え、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員のご意見をお願いします。</p> |
| 坂本推進委員 | <p>坂本推進委員。</p> <p>22日に石附委員と現地を確認してまいりました。現地は保全管理の状態でありまして、譲渡人に話を伺い、高齢となり、管理ができないとのこと、手放すことにしたそうです。</p> <p>特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> |
| 議長 | <p>議案第 73 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 73 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 74 号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 74 号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は他市の借家に居住しておりますが、将来を考え、申請者の実家近くで住宅建築したいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 石附委員。</p> |
| 石附委員 | <p>坂本推進委員と現地確認を行いました。この農地は第 3 種農地で原則許可ということですが、現地周辺も宅地化が進んでおりまして、譲渡人に話を伺ったところ、管理が難しく手放したそうです。 周辺農地への影響も確認できませんでしたので、ご審議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 74 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 74 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 75 号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 75 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は町内に居住しておりますが、家族の通勤や通学等の理由のため、申請地に住宅建築したいと考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 石附委員。</p> |
| 石附委員 | <p>譲渡人に事情を伺いまして、高齢により、管理できないということでした。 現地については、先の議案の申請地ほど宅地化は進んではおりませんが、周辺への影響もないと思います。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 75 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 76 号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 76 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は、他市に住所のある不動産事業を行う法人ですが、申請地周辺の環境が、住宅地に適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>福島委員。</p> |
| 福島委員 | <p>22 日に現地を確認し、譲渡人に話を伺いました。以前にハウス栽培をやっていた農地でありまして、現在は撤去されたあと、保全管理されていた土地です。</p> <p>周囲は宅地化が進んでおりまして、問題ないと思いますので、ご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第 76 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 77 号について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 77 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は町外の実家に居住しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地が勤務地や実家にも通いやすいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | 伊藤推進委員。 |
| 伊藤推進委員 | 異議ありません。 |
| 議長 | 他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 78 号について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第 78 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 譲受人は町内の借家に家族 5 人で居住しておりますが、子どもも成長し、借家では手狭となっていたため、自己用住宅の建築を検討し、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 |
| 議長 | この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 戸屋委員。 |
| 戸屋委員 | 22 日に確認してまいりました。隣接地は学童保育施設が建設されたこともあり、周囲が宅地化が進んでいて、売りに出したとのことです。 学童保育もあり、児童の往来もありますので、宅地化が進む場所で問題ないと思います。 |
| 議長 | 他にご意見ございませんか。 栗原推進委員。 |
| 栗原推進委員 | 先日、譲渡人に話を伺いました。当初は学童保育地の話も受けていたそうでしたが、住宅用地として、売却してほしいと依頼されたとのことです。 問題ないものと思いますので、ご審議をお願いします。 (委員から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第 78 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 79 号について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第 79 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 譲受人は、町が行う男衾土地区画整理事業による造成工事を行うため、それに伴い、従業員の駐車スペース及び仮設事務所用地が必要になり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 |

| | |
|------|---|
| | 説明は以上でございます。 |
| 議長 | この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 |
| 吉田委員 | 吉田委員。 21日の金曜日に、栗原推進委員と現地を確認し、譲渡人と面談を行いました。 仮設事務所及び駐車場として、約1年間の利用となります。現況も畑として綺麗に管理されており、問題ないものと考えます。 |
| 議長 | 他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第80号について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第80号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 譲受人は、他市のアパートに家族で居住しておりますが、結婚を機に2世帯住宅の建築を検討していたところ、親戚から申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。 |
| 議長 | この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 |
| 吉田委員 | 吉田委員。 以前、8月に現地確認をしており、再度の現地確認と面談を行いました。 ローンの関係で、親子での申請としたとのことです。問題ないものと思われますのでご審議をお願いいたします。 |
| 議長 | 他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声) |
| 議長 | よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第82号について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは、議案第82号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) |
| 事務局 | 譲受人は、岐阜県に本社を持つ法人ですが、申請地に隣接する工場で梱包用の積層段ボールを製造しており、新規従業員の募集も行うなど、事業も軌道に乗っておりましたが、運送用トラック等の出入りも多く、敷地内にある従業員の駐車スペースが不足していることから、この申請に至ったとのことです。 |

本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。

説明は以上でございます。

議長

この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。

矢那瀬推進委員。

矢那瀬推進委員

先程と同様、問題ないものと思われま

議長

他にご意見ございませんか。

(委員から、「なし」の声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。

以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。

(委員から、「なし」の声)

議長

事務局から何かありますか。

事務局長

事務局から1点、ご連絡いたします。

次回ですが、11月25日、金曜日の午後1時30分からでお願いいたします。

繰り返し申し上げます。

11月25日、金曜日、午後1時30分からでお願いいたします。

なお、農業者年金研修会がございますので、総会は2時15分からとなりますので、お願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和4年第10回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

小和瀬 守 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年10月24日

議 長

室岡重雄

委 員

小和瀬 守

委 員

福島隆志